

平成21年(㊄)第49号 賃金仮払仮処分申立事件

決 定



債 権 者 久 木 野 憲 司
同代理人弁護士 木 佐 茂 男
同 北 爪 宏 明

長崎県佐世保市川下町123番地1

債 務 者 長 崎 県 公 立 大 学 法 人
同代表者理事長 太 田 博 道
同代理人弁護士 福 田 浩 久
同 木 下 健 太 郎

主 文

- 1 債務者は、債権者に対し、平成21年9月15日から平成22年3月14日まで、毎月21日限り、20万円を仮に支払え。
- 2 債権者のその余の申立てを却下する。
- 3 申立費用は債務者の負担とする。

事実及び理由

第1 申立ての趣旨

債務者は、債権者に対し、平成21年9月から本案判決確定に至るまで、毎月21日限り、就業規則その他の定めるところにより算出された債権者の賃金及び上記賃金を基礎として算出される毎年12月に支給されるべき年末一時金の各金員を仮に支払え。

第2 事案の概要

本件は、債権者が職務上の義務に違反し、正当な理由なく無断欠勤したとして、平成21年9月15日、債務者が債権者に対し、停職6月の懲戒処分（以下、「本件処分」という。）を行ったことに対し、債権者が本件処分は無効で

あるとして、平成21年9月から本案判決確定に至るまで、給与及び賞与の仮払いを求めたという事案である。

1 争いのない事実等（括弧内に証拠の表示のない事実は争いない事実である。）

(1) 当事者

債権者は、債務者において、教授として勤務している。

(2) 長崎県公立大学法人職員の懲戒等に関する規程（以下、「本件規程」という。）（疎甲1）

本件規程4条 学長は、就業規則46条各号の懲戒の事由（以下、「懲戒事由」という。）のいずれかが存在すると思料する場合には、教育研究評議会の中に事実確認等の調査のための調査委員会（以下、「委員会」という。）を設置するものとする。なお、当該調査の際には、委員会は調査の対象となる教員から事情を聴取するものとする。

2 前項の委員会は、学長が任命する次の者をもって組織する。

(1) 副学長の中から1名

(2) 学部長又は研究科長の中から1名

(3) 大学事務局長又はシーボルト校事務局長の中から1名

(4) 総務課長又は総務企画課長の中から1名

(5) 必要により学長が指名した者 若干名

3 第1項の規定にかかわらず、懲戒事由にかかる事実の内容が極めて明白である場合等調査の必要がないと認められる場合には、学長は調査を省略することができる。

本件規程6条 本件規程4条の調査が終了した場合には、委員会は直ちに教育研究評議会（以下、「評議会」という。）に調査結果を報告しなければならない。

2 評議会は、前項の報告を受けたときは、教員の懲戒処分の要否等につ

いて審議を行い、その結果を学長に報告するものとする。

3 評議会は、調査対象となる教員に、文書又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。また、必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、又はその意見を聴取することができる。

4 評議会は、第2項の審議を行うにあたっては、次に掲げる事項に留意しつつ、総合的に判断するものとする。

- (1) 非違行為の動機、態様及び結果
- (2) 故意又は過失の程度
- (3) 非違行為を行った教員の職責及びその職責と非違行為との関係
- (4) 他の職員及び社会に与える影響
- (5) 過去の非違行為の有無

本件規程7条 学長は、前条第2項の規定による報告を受け懲戒処分が必要と判断した場合は、理事長に申し出るものとする。

本件規程8条 理事長は、前条の規定による学長の申出を受け、当該教員に対する懲戒処分の要否及び懲戒処分を要する場合その内容を決定し、懲戒処分を要する場合にはこれを行う。

(3) 長崎県公立大学法人職員就業規則（以下、「本件規則」という。）（疎甲2）

本件規則46条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、懲戒処分を行う。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
以下略
- (7) 正当な理由なく無断欠勤した場合
以下略

本件規則47条 懲戒の種類及び内容は次のとおりとする。

- (4) 停職 1日以上6か月以内を限度として勤務を停止し、職務に従

事させず、その間の賃金を支給しない。

(4) 本件処分書の交付

平成21年9月15日、債務者の職員は、債権者代理人北爪宏明に対して、本件処分書を手交した。

(5) 本件処分の内容及び理由の概要（疎甲3）

ア 本件処分の内容

債務者は、債権者を停職6月（平成21年9月15日から平成22年3月14日まで）に処する。

イ 本件処分の理由の概要

債権者は、平成15年10月17日から平成20年11月30日までの兼業従事許可（または営利企業等従事許可）期間において、振り替え申請を行うことなくバイオラボ株式会社（以下、「バイオラボ」という。）の業務に従事し、中国渡航や国内出張を行い、上記許可に違反した。この結果、無断欠勤を383日したこととなった。これらの事実を解明するために職務命令により再三にわたり兼業従事の実施状況の報告を求めたにもかかわらず、これに従わなかった。

2 **争点**

(1) **被保全権利の存否について**

本件処分は有効か否か

(2) **保全の必要性の存否について**

本件申立ては、「債権者に生ずる著しい損害又は急迫の危険を避けるため」（民事保全法23条2項）にされたものか。

第3 争点に関する当事者の主張

- 1 債権者の主張は、仮処分命令申立書、第1、第2準備書面記載のとおりであるから、これを引用する。
- 2 債務者の主張は、答弁書及び準備書面(1)のとおりであるから、これを引用す

る。

第4 **当裁判所の判断**

1 争点(1)について

(1) 本件規程の内容の要旨

本件規程は、学長が本件規則が定める懲戒事由があると思料する場合において、まず、委員会を設置し、委員会は調査の対象となる職員から事情を聴取するなどして事実確認等の調査を行い、さらに、この調査結果に基づいて、評議会は、調査対象となる教員に、文書又は口頭による弁明の機会を与えた上で審議し、その結果を学長に報告し、学長は、この報告を受けて懲戒処分が必要であると判断した場合には、理事長にその旨申し出て、最終的に理事長が懲戒処分の要否及びその内容を決定することとなる。

(2) 本件規程の趣旨

懲戒処分は最終的には理事長の判断によって行われることとなるが、その前提として、委員会による事実確認等の調査（対象となる職員からの事情聴取を含む。）、調査結果に基づく評議会での審議（調査対象となる教員には、弁明の機会を与えなければならない。）、審議結果に基づく学長の懲戒処分の判断がされることになっており、このように懲戒処分がなされるまでに複数の手続規定が設けられたのは、まず、懲戒処分の対象となる事実の有無を調査し、確認した上で、この事実に基づいて、懲戒処分の要否を評議会が審議し、さらに学長が判断するという過程を通じて、正確な事実に基づく懲戒処分の要否を慎重に審議、判断し、もって、懲戒処分が適正に行われるようにするためである。

(3) 事実確認の意味

上記手続の中において、評議会の審議、学長の判断の基礎となる事実関係の確認は重要であって、対象となる職員から十分に事情を聴取し、客観的な資料に基づいてこれがなされるべきである。

(4) 本件における事実調査等について

争いのない事実等，一件記録からすると，次の事実が一応認められる。

ア 債権者が代表取締役を務めていたバイオラボが経営破綻し，長崎県，長崎県議会及び長崎市議会において，その破綻原因の調査，検証が行われていた。この中で債権者の兼業許可に違反する事実が明らかになったとして，平成21年5月15日，同年6月10日及び同月30日に債務者は，債権者に対して，平成15年度から平成21年度までのバイオラボの株主総会，取締役会議事録，債権者の出張関連資料，法務省入国管理局の出帰国記録調査書及びその他業務日誌等バイオラボ業務に従事したことを示す資料の提出を求めた。

イ 委員会の債権者に対する事実確認の通知

委員会は，平成21年8月31日の夕刻，債権者に対して，「兼業従事許可等に関する事実確認について」と題する書面（疎甲76）を交付し，同年9月1日午後4時20分に委員会による事実確認のための事情を聴取をするので，委員会に出席するよう求めた。

イ 委員会での事実調査（疎乙9）

平成21年9月1日午後4時20分，債権者は，債務者の本部棟2階応接室を訪ね，同日午後4時30分から同日午後5時50分までの間，委員会を構成する委員から事情を聴取された。委員会を構成する委員は，債権者に対して，日時を特定した上で，債権者が行ったバイオラボに関する業務の具体的な内容や債権者の債務者における勤務実態を確認することはなく，バイオラボの設立やその活動内容についての概括的な質問等を行っただけであった。

ウ 評議会での審議（疎甲78）

（ア）平成21年9月7日，評議会は，債権者に対して，同月10日午前11時から1時間程度債権者に弁明の機会を与えるので，評議会に出席す

るよう求める書面を交付し、同日付けの「久木野教授の兼業従事許可等に関する事実について」と題する書面も併せて交付した。その書面の概要は、平成15年から平成20年までの間に債務者での勤務時間内にバイオラボの業務に従事している日が確認できるだけで60日間存在する。債権者は、債務者での勤務時間内にバイオラボの業務に従事していたにもかかわらず、勤務時間の振替手続を行っていないので、当該日あるいは当該時間は無断欠勤となる。兼業従事の実態を明らかにするために平成15年度から平成21年度までの、バイオラボの株主総会、取締役会議事録、債権者の出張関連資料、法務省入国管理局の出帰国記録調査書及びその他業務日誌等バイオラボ業務に従事したことを示す資料の提出を求めたが、それが提出されなかったというものであった。

(イ) 平成21年9月10日午前11時から同日午前11時45分までの間、評議会における債権者に対する弁明の機会が与えられ、その中で、債権者は、同日付けの弁明書(疎甲79)を提出したが、評議会は、懲戒処分に関する事実についての質問はせず、債権者は、バイオラボの概要を説明し、懲戒処分に関する事実について、口頭による弁明等はしなかった。

エ 本件処分書の交付

平成21年9月15日、債務者の職員は、債権者代理人北爪宏明に対して、本件処分書を手交した。

オ 本件処分の内容及び理由の概要(疎甲3)

(ア) 本件処分の内容

債務者は、債権者を停職6月(平成21年9月15日から平成22年3月14日まで)に処する。

(イ) 本件処分の理由の概要

債権者は、平成15年10月17日から平成20年11月30日まで

の兼業従事許可（または営利企業等従事許可）期間において、振り替え申請を行うことなくバイオラの業務に従事し、中国渡航や国内出張を行い、上記許可に違反した。この結果、無断欠勤を383日したこととなった。これらの事実を解明するために職務命令により再三にわたり兼業従事の実施状況の報告を求めたにもかかわらず、これに従わなかった。

(5) 以上の事実からすると、本件処分の対象となった事実は、

ア 平成15年10月17日から平成20年11月30日まで間の債務者での勤務を要する日に、平成15年には16日間、平成16年には57日間、平成17年87日間、平成18年には81日間、平成19年には105日間、平成20年には、37日間の合計383日間（終日ないし1日のうち部分的に）バイオラボの業務に従事し、振替申請をすることをしなかったもので、合計383日間の無断欠勤をしたこと

イ これらの事実を解明するために職務命令により再三にわたり兼業従事の実施状況の報告を求めたにもかかわらず、これに従わなかったこととなる。

(6) 以上からすると、本件処分の原因たる事実である無断欠勤について、債権者が無断欠勤したとされる具体的な日及びその時間数、すなわち、終日無断欠勤したのか、一部無断欠勤したのかは不明である。このような不特定な事実に基づいて本件処分をすること自体違法であって、債権者としても、懲戒処分事実が不特定なままでは、事実確認も弁明もできないのであって、このような事態を反映するように委員会及び評議会での債権者と委員会委員や評議会委員のやりとりは、本件処分にかかる事実ではなく、それ以外の周辺的な事実のやりとりに止っており、本件規程の前記趣旨に反する事態となっている。

また、前記のような不特定な事実を明らかにするための資料等の提出を債権者が求められたとしても、何時のどのような資料が必要であるのかは債権

者には判断できず，提出もできない。

以上から，本件処分は，その原因となった事実が特定されず，また，職務命令の内容自体も特定されていたとは言い難いから，債権者には，本件規則46条(1)及び(7)が規定する懲戒事由があったとはいえず，本件処分は無効であるから，債権者は，被保全権利として，本件処分無効を前提とする賃金請求権を有するものと認められる

2 争点(2)について

(1) 賃金仮払の仮処分は，「債権者に生ずる著しい損害又は急迫の危険を避けるため」（民事保全法23条2項）に必要な限度で発令すべきものであるから，仮払いされるべき賃金額は，債権者が人並みに生活を維持していくのに必要な額と解される。

(2) 一件記録によると，次の事実が一応認められる。

債権者は，平成21年4月27日，破産の開始決定を受け，預貯金等はなく，

によって生活している。

(3) 以上からすると，

その金額は，

20万円とするのが相当である。

よって，主文のとおり決定する。

平成22年2月8日

長崎地方裁判所民事部

裁判官 今中秀雄

これは正本である。
平成22年2月8日
長崎地方裁判所
裁判所書記官